

○ 信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 「一〇六 略」</p> <p>七 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ BIの算出方法</p> <p>ハ ILMの算出方法</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇六 同上」</p> <p>七 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）</p> <p>ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該手法の概要</p> <p>(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）</p>

ニ|| オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B I の算出から除外した事業部門の有無（事業部門を除外した場合にあっては、その理由を含む。）

ホ|| オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L M の算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合にあっては、その理由を含む。）

「八・九 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ〜ハ 略」

ニ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める事項

(1)|| B I が一千億円以下で、かつ、I L M を一とする場合 B

I 及びB I C の額並びにオペレーショナル・リスク相当額

(2)|| (1)に掲げる場合以外の場合 B I 及びB I C の額、オペレ

ーショナル・リスク相当額、I L M の値並びにオペレーシヨナル・リスク損失の推移

「削る。」

ホ 「略」

「二〜八 略」

5 「略」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「八・九 同上」

4 「同上」

一 「同上」

「イ〜ハ 同上」

ニ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち信用金庫又は信用金庫連合会が使用する次に掲げる手法ごとの額

(1)|| 基礎的手法

(2)|| 粗利益配分手法

(3)|| 先進的計測手法

ホ 「同上」

「二〜八 同上」

5 「同上」

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇七 略」

八 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ B Iの算出方法

ハ I L Mの算出方法

ニ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B Iの算出から除外した連結子法人等又は事業部門の有無(連結子法人等又は事業部門を除外した場合にあっては、その理由を含む)。

ホ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L Mの算出から除外した特殊損失の有無(特殊損失を除外した場合にあっては、その理由を含む)。

「九・十 略」

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇七 同上」

八 「同上」

イ 「同上」

ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称(部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む)。

ハ 先進的計測手法を使用する場合に次に掲げる事項

(1) 当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無(保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む)。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「九・十 同上」

<p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項</p> <p>「イ」ハ 略</p> <p>ニ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める事項</p> <p>(1) B Iが一千億円以下で、かつ、I L Mを一とする場合 B I及びB I Cの額並びにオペレーショナル・リスク相当額</p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合 B I及びB I Cの額、オペレーショナル・リスク相当額、I L Mの値並びにオペレーショナル・リスク損失の推移</p> <p>「削る。」</p> <p>ホ [略]</p> <p>「三」九 略</p> <p>5 [略]</p> <p>(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)</p> <p>第六条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。)とする。</p>	<p>4 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 [同上]</p> <p>「イ」ハ 同上</p> <p>ニ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額</p> <p>(1) 基礎的手法</p> <p>(2) 粗利益配分手法</p> <p>(3) 先進的計測手法</p> <p>ホ [同上]</p> <p>「三」九 同上</p> <p>5 [同上]</p> <p>(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)</p> <p>第六条 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>3 [同上]</p>
---	--

「一〇七 略」

八 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ [略]

ロ BIの算出方法

ハ ILMの算出方法

ニ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無（事業部門を除外した場合にあっては、その理由を含む。）

ホ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合にあっては、その理由を含む。）

「九〇十二 略」

「四〇七 略」

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第七条 [略]

2 [略]

「一〇七 同上」

八 [同上]

イ [同上]

ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）

ハ 先進的計測手法を使用する場合に次に掲げる事項

(1) 当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「九〇十二 同上」

「四〇七 同上」

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第七条 [同上]

2 [同上]

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第六条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「信用金庫連合会全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第二十条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第三十二条の特別目的会社等を有する場合にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に關与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第三十一条各号」とあるのは「第十九条各号」と、同項第八号二中「事業部門」とあるのは「連結子法人等又は事業部門」と、同項第十一号及び第十

3 「同上」

一 「略」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第六条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「信用金庫連合会全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第二十条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第三十二条の特別目的会社等を有する場合にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に關与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第三十一条各号」とあるのは「第十九条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中

二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十二号」とあるのは「別紙様式第十三号」と読み替えるものとする。

〔4～6 略〕

「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十二号」とあるのは「別紙様式第十三号」と読み替えるものとする。

〔4～6 同上〕

(別紙様式第一号)

項目	当期末	前期末
[略]		
[項を削る。]		
[略]		

(注)

(1)・(2) [略]

(3) リスク・アセット等

[a~d 略]

[削る。]

(4) [略]

(別紙様式第一号)

項目	当期末	前期末
[同左]		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
[同左]		

(注)

(1)・(2) [同左]

(3) リスク・アセット等

[a~d 同左]

e 「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用金庫において、自己資本比率告示第十八条第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4) [同左]

(別紙様式第二号)

項目	当期末	前期末
[略]		
[項を削る。]		
[略]		

(注)

(1)・(2) [略]

(3) リスク・アセット等

[a~d 略]

[削る。]

(4) [略]

(別紙様式第二号)

項目	当期末	前期末
[同左]		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
[同左]		

(注)

(1)・(2) [同左]

(3) リスク・アセット等

[a~d 同左]

e 「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用金庫において、自己資本比率告示第十条第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4) [同左]

(別紙様式第四号)

(第一面)
(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当期末	前期末	当期末	前期末
[略]					
24	オペレーショナル・リスク				
[項を削る。]					
[項を削る。]					
[項を削る。]					
[略]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~11 略]

mm 項番 24「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第十章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[nn~tt 略]

[(第二面) ~ (第三十二面) 略]

(第三十三面)

[別紙]

(第三十四面)

[別紙]

(第三十五面)

[別紙]

(別紙様式第四号)

(第一面)
(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当期末	前期末	当期末	前期末
[同左]					
19	オペレーショナル・リスク				
20	うち、基礎的手法適用分				
21	うち、粗利益配分手法適用分				
22	うち、先進的計測手法適用分				
[同左]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~11 同左]

mm 項番 19「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第十章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[nn~tt 同左]

[(第二面) ~ (第三十二面) 同左]

[面を加える。]

[面を加える。]

[面を加える。]

(別紙様式第七号)

(第一面)
(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要									
国際様式 の該当番 号	イ	ロ	ハ	ニ	ニ				
						リスク・アセット		所要自己資本	
						当半期 末	前半期 末	当半期 末	前半期 末
[略]									
24	オペレーショナル・リスク								
[項を削る。]									
[項を削る。]									
[項を削る。]									
[略]									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~11 略]

mm 項番24「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第十章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[nn~tt 略]

[(第二面) ~ (第二十五面) 略]

(第二十六面)

[別紙]

(第二十七面)

[別紙]

(第二十八面)

[別紙]

(別紙様式第七号)

(第一面)
(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要									
国際様式 の該当番 号	イ	ロ	ハ	ニ	ニ				
						リスク・アセット		所要自己資本	
						当半期 末	前半期 末	当半期 末	前半期 末
[同左]									
19	オペレーショナル・リスク								
20	うち、基礎的手法適用分								
21	うち、粗利益配分手法適用分								
22	うち、先進的計測手法適用分								
[同左]									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~11 同左]

mm 項番19「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第十章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[nn~tt 同左]

[(第二面) ~ (第二十五面) 同左]

[面を加える。]

[面を加える。]

[面を加える。]

(別紙様式第九号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当四半 期末	前四半 期末	当四半 期末	前四半 期末
	[略]				
<u>24</u>	オペレーショナル・リスク				
	[項を削る。]				
	[項を削る。]				
	[項を削る。]				
	[略]				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~11 略]

mm 項番24「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第十章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[nn~tt 略]

[(第二面) ~ (第四面) 略]

(別紙様式第九号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当四半 期末	前半期 末	当半期 末	前半期 末
	[同左]				
<u>19</u>	オペレーショナル・リスク				
<u>20</u>	うち、基礎的手法適用分				
<u>21</u>	うち、粗利益配分手法適用分				
<u>22</u>	うち、先進的計測手法適用分				
	[同左]				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~11 同左]

mm 項番19「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第十章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[nn~tt 同左]

[(第二面) ~ (第四面) 同左]

備考 表中の [] の記載は、当該規定の「記載を要しない項目額を添へず」との記載が適用される。